特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個 人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宝塚市長

公表日

令和5年6月27日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報	- / n + % () 概念				
1. 特定個人情報ファ					
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務				
	市町村(特別区を含む。以下同じ。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。				
	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。))を都道府県と共同して構築している。				
	宝塚市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。				
②事務の内容	① 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ② 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載 の 修正				
	③ 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④ 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤ 本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥ 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦ 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧ 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 1 回人番号カード等を用いた本人確認 1 コンピニ交付に関する事務を行う				
	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。				
③対象人数	〈選択肢〉 [10万人以上30万人未満] (選択肢〉 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満				
2. 特定個人情報ファ システム1	イルを取り扱う事務において使用するシステム				
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)				
(リンス) 互の石物	1 住民基本台帳の記載				
	転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能 2 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能				
	3 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機 能				
	4 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能				
②システムの機能	5 証明書等の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する 機能				
	6 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や人口統計用の集計表を作成する機能				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	7 住基ネットとの連携機能機構、県、他自治体と住基ネットを通じ連携する機能				
	8 法務省への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う機能				
	9 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じ、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能				
	10 住民関係情報の提供				

- 10 住民関係情報の提供 情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供機能
- 11 個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況確認機能個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を確認する機能

12 個別事項情報の管理機能 住民票個別事項項目となる、国民健康保険、国民年金、介護保険及び後期高齢者医療の資格情 報、児童手当の支給に関する情報、選挙人名簿への登録情報を管理する機能

③他のシステムとの接続

- [〇]情報提供ネットワークシステム [〇]庁内連携システム
- [〇] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム
- [〇] 宛名システム等 [〇] 税務システム
- 国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢 [O]その他 (者医療システム、児童手当システム、保育システム、生活保護システム、) 市営住宅システム、コンビニ交付システム、戸籍システム等

システム2					
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3、特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民 基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CS(コミュニケーション・サーバ)において管 理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。				
②システムの機能	1 本人確認情報の更新 既存住基ンステムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を 元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された 個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示 する。 3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを 用いて転入処理を行う。 4 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報 の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5 機構への情報照会 東を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6 本人確認情報アイルを改き領する。 6 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイルとび機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報 ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カードを理システムに通知する。 8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8 個人番号カード管理システムとの情報連携				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()				
システム3					
①システムの名称 ②システムの機能	CSコネクタ 1 既存住基システムとの連携 住民票の記載等、転出入、住基・個人カード異動に応じた既存住基システムと連携する。 2 住基ネットとの連携 住民票の記載等、転出入、住基・個人カード異動、住民票の写し要求、附票異動等に応じて住基ネットと連携する。				
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [O] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()				

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1 団体内統合宛名管理機能 団体内等宛名番号の附番を行い、団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付け て管理する。 2 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 既務システム [○] 元の他 (中間サーバー)
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である個人番号対応符号(以下「符号」という。)と、情報 保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供本ットワークシステムを介して、特定個人情報を情報照会し、照会した情報を受領する。 3 情報提供機能 情報提供機能 情報提供表ットワークシステムを介して、他の機関からの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと各業務システム及び宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報の提供等記録管理機能 どこの機関がいつ誰の何の情報を照会したか等、特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し管理する。 6 情報提供データベース管理機能 他の機関との情報連携を行う際に必要となる提供すべき特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7 情報提供ネットワークシステムとのデータ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8 セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能や鍵情報等のセキュリティを管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 「水ッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 ()
システム6	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1 証明書の発行機能 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明・一部事項証明を発行し、証明書交付センター に接続する。 2 個人番号カードの利用管理機能 個人番号カードを利用しコンビニで住民票等証明書を取得できるようにする。 3 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報の利用管理機能 住基ネットから連携されるJPKI情報作成及びシリアル番号情報を管理する。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (戸籍システム)

3. 特定個人情報ファイル名 (1) 住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 4. 個人番号の利用 ※ 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日 法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) 法令上の根拠 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 ①実施の有無 [実施する 1 番号法第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれ る項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, ②法令上の根拠 106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。) 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 宝塚市市民交流部窓口サービス課 ②所属長の役職名 窓ロサービス課長 7. 他の評価実施機関

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

住民基本	台帳ファイル					
2. 基本	情報					
①ファイル	レの種類 ※	〈選択肢〉 [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)				
②対象となる本人の数		<選択肢>				
③対象と	なる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録された者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者(以下「消除者」という。)を含む				
	その必要性	番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)により、個人番号は住民票の記載事項である。				
④記録さ	れる項目	<選択肢> [10項目以上50項目未満] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 [3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上				
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 *業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [○] 児童福祉・子育で関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 不動関係情報 [○] 年金関係情報 [○] 子の他 (戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報) 				
	その妥当性	1 個人番号 住基法第7条8の2号により記載する。 2 その他識別情報 宝塚市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 3 4情報、その他住民票関係情報、業務関係情報 住基法に規定する住民票の記載事項である。				
	全ての記録項目	別添1を参照。				
⑤保有開	始日	平成27年7月16日				
⑥事務担	当部署	窓口サービス課、長尾サービスセンター、西谷サービスセンター、宝塚駅前サービスステーション、仁川 駅前サービスステーション、売布神社駅前サービスステーション、雲雀丘駅前サービスステーション、中山 台サービスステーション				

3. 特	定個人情	青報の入手・	使用			
			[〇]本人又は本人の代理人			
			[]評価実施機関内の他部署 ()			
47.7 =	手元 ※		[〇] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構			
①入 =	Fπ ※		[〇] 地方公共団体·地方独立行政法人 (市長村			
			[]民間事業者 ()			
			[]その他 ()			
			[O] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ			
@ 7 =	c + 		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム			
②入 =	手方法		[]情報提供ネットワークシステム			
			[〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)			
③使月	用目的 ※		番号法第8条により「個人番号とすべき番号」の生成を求めるため。番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)に基づき個人番号を住民票に記載するため。			
			窓口サービス課、長尾サービスセンター、西谷サービスセンター、宝塚駅前サービスステーション、仁川			
		使用部署	駅前サービスステーション、売布神社駅前サービスステーション、雲雀丘駅前サービスステーション、中山 台サービスステーション			
4)使月	用の主体		<選択肢>			
		使用者数	[100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満			
			5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
			・出生等により新規に住民基本台帳に記載される市民に対して、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて個人番号の生成を要求し、個人番号を付番、記載する。また、転入等により前居住地から個人番号			
			を引き継ぐ場合は、その個人番号の真正性を確認した上でシステムに記載する。			
⑤使月	用方法		・上記の通り住民基本台帳に記載することで、本人の希望及び使用目的に応じて住民票の写しに記載 し、証明する。			
			・機構、法務省、県、及び他市町村間での通知に使用する。			
			・番号法別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムへ、本人確認情報、送付先情報及び世帯情報			
			を提供する。			
	情報(の突合	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード、その他本人情報確認書類で突合を行う。 ・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突			
			合を行う。			
⑥使月	L 用開始日		平成27年7月16日			
		も報ファイル(の取扱いの委託			
			(選択肢> (要託する] 1) 委託する 2) 委託しない			
委託(の有無 ※		(3)件			
委託事項1			既存住基システムの運用保守委託			
①委託内容			既存住基システムの運用保守			
②委託先における取扱者数		7 m ln +v 1//	<選択肢>			
		る取扱有数	[10人以上50人未満] 10人不綱 27 10人以上30人不綱 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
③委託先名			日本電気株式会社神戸支社			
	④再委託の有無 ※		<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
再	()					
委 託			委託先から、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容等を報告させ、連名でのセキュ リティ遵守宣誓書の提出をもって許諾している。			
	⑥再委託	事項	既存住基システムの保守作業、バージョンアップ、リビジョンアップ等の適用作業、運用スケジュールの変 更等職員からの問い合わせに対する対応等			

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (58) 件 [O] 移転を行っている (26) 件 [] 行っていない						
提供先1	5. 特定個人情報の提供・移転」における提供先については、(別紙1 提供先一覧)を参照						
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2に定める各事務						
②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第2に定める各事務						
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民票関係情報						
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」と同じ。						
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())						
⑦時期·頻度	提供照会があった都度						
移転先1	番号法別表第一に定める情報照会者(別紙2 移転先一覧を参照)						
①法令上の根拠	番号法別表第一						
②移転先における用途	番号法別表第一の下欄に定める事務						
③移転する情報	番号法別表第一に規定された住民票関係情報						
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」と同様						
	[〇] 庁内連携システム [] 専用線						
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())						

6. 特定個人情報の保管・消去 住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ① サーバーの操作を許可された者へ入退室カードを付与し、入室権限を持つ者のみが入場できる場所にサーバーを設置している。 ② 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 7. 備考

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

全ての記録項目

⑤保有開始日

⑥事務担当部署

別添1を参照。

平成27年7月16日

窓ロサービス課

本人確認情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ①ファイルの種類 ※ [システム用ファイル] く選択肢と (2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 100万人以上1,000万人未満 ②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 5) 1,000万人以上 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指 ③対象となる本人の範囲 ※ す) ※住民基本台帳に記録された者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者を含む。 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本人確認ファイルにおいて区域内の全ての住民の その必要性 情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある ため。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 10項目以上50項目未満] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ·識別情報 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) [O] 個人番号 •連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) 「〇〕その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※] 国税関係情報 []地方税関係情報 []健康·医療関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報]生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報]雇用·労働関係情報 []年金関係情報 [] 学校·教育関係情報] 災害関係情報] その他 () 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個 その妥当性 人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。

3. 特	定個人情	青報の入手・	使用				
3. 特定個人情報の入手・(①入手元 ※			[]本人又は本人の代理人				
			[]評価実施機関内の他部署 (
			[]行政機関・独立行政法人等 ()				
⊕ ∧ -	⊢兀 ※		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()				
			[]民間事業者 ()				
			[〇] その他 (自部署)				
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ				
			[]電子メール []専用線 []庁内連携システム				
②人=	手方法		[]情報提供ネットワークシステム				
			[〇]その他 (既存住基システム)				
③使目	用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本人確認情報ファイルにおいて区域内の全ての住				
© IX7	11 11 1	I	民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。				
④使月	用の主体	使用部署	窓口サービス課、長尾サービスセンター、西谷サービスセンター、宝塚駅前サービスステーション、仁川 駅前サービスステーション、売布神社駅前サービスステーション、雲雀丘駅前サービスステーション、中 山台サービスステーション				
		使用者数	<選択肢>				
			たR亜の引撃車項の本面なけ並用をきないともはる。四右とせいフェナムと火鼓士 しな羽棒もの面				
			・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更 新情報を受領し(既存住基システム一市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新				
			し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する。(市町村CS→都道府県サーバ)				
			・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を				
⑤使月	用方法		たう。(個人番号カード→市町村CS)				
			・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。				
			 ・本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバ				
			に対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ))				
	.k≠ ±⊓ ∠	о т . С	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報 ファイルを、住民票コードを元に突合する。				
	T同 ¥収 C	の突合	・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードを元に突合する。				
6使月	用開始日		平成27年7月16日				
4. 特	定個人情	青報ファイル(の取扱いの委託				
			[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない				
委託の	り有無 ※		(1)件				
委託	事項1		住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守委託				
①委託内容			住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守				
②委託先における取扱者数			<選択肢>				
		る取扱者数	[10人未満] 10人不凋 27 10人以上30人不凋 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				
③委詰	托先名		日本電気株式会社神戸支社				
	④ 再委託	の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない				
再委託	⑤再委託	の許諾方法	委託先から、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容等を報告させ、連名でのセ キュリティ遵守宣誓書の提出をもって許諾している。				
⑥再委託事項		事項	住基ネットの保守作業、バージョンアップ、リビジョンアップ等の適用作業、運用スケジュールの変更等職 員からの問い合わせに対する対応等				

5. 特定個人情報の提供・	多転(会託に作うものを除く。)					
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (2)件 []移転を行っている ()件					
是	[] 行っていない					
提供先1	都道府県					
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)					
②提供先における用途	・市町村により受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。					
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動自由、異動年月日					
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>					
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。					
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム					
⑦時期·頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。					
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)					
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)					
	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。					
②提供先における用途						
②提供先における用途 ③提供する情報	道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合すること					
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動自由、異動年月日 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上					
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動自由、異動年月日 <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満					
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動自由、異動年月日 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上					
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動自由、異動年月日 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙					
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥提供方法	道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動自由、異動年月日 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)					
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法	道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動自由、異動年月日 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)					
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度 6. 特定個人情報の保管・	道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動自由、異動年月日 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。 []情報提供ネットワークシステム					

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 送付先情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル] く選択肢) へ送が放/ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満] ②対象となる本人の数 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指 ③対象となる本人の範囲 ※ す) 番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の附番対象者全員に送付する必 要がある。また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと その必要性 引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。 1) 10項目未満 2) 10項目以上50 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 「 50項目以上100項目未満] 識別情報 [O] 個人番号 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) 連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 ·業務関係情報 主な記録項目 ※ []国税関係情報 []地方税関係情報 []健康·医療関係情報] 医療保険関係情報] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 Γ]生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報]雇用·労働関係情報 []年金関係情報 [] 学校·教育関係情報 []災害関係情報 [〇]その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要があるため。 その妥当性 その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発 行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送 付先に係る情報を記録する必要がある。 全ての記録項目 別添1を参照。 ⑤保有開始日 平成27年10月5日 ⑥事務担当部署 窓口サービス課

3. 特定個人情	「報の入手・	使用
		[]本人又は本人の代理人
		[]評価実施機関内の他部署 ()
①入手元 ※		[]行政機関・独立行政法人等 ()
		[]地方公共団体・地方独立行政法人 ()
		[]民間事業者 ()
		[〇]その他 (自部署)
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
@1#±#		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
②入手方法		[]情報提供ネットワークシステム
		[〇] その他 (既存住基システム
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個
③使用目的 ※		人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請
		書の送付先情報を提供するため。
04ma>4	使用部署	窓口サービス課
④使用の主体	使用者数	<選択肢> 2)10人以上50人未満
	271122	3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
@# # ###		既存住基システムより個人番号の通知対象者を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送
⑤使用方法		付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する。 (既存住基システム→市町村CS→個人番号カード管理システム(機構))
l++n	^	人手した送付先情報に含まれる4情報の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認す
	の突合	る)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日
4. 特定個人情	情報ファイル(の取扱いの委託
 委託の有無 ※		[委託しない 1) 委託する 2) 委託しない
		(件
5. 特定個人情	青報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有	無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件
		[] 行っていない
提供先1		地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	<u>L</u>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個 人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令
②提供先におけ	る用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	Į.	「2.④記録される項目」と同じ。
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択版> 1) 1万人未満
		[10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満
		4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報 る本人の範囲	の対象とな	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。
		[]情報提供ネットワークシステム []専用線
@###\#\		[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法		[] フラッシュメモリ [] 紙
⑦時期·頻度		使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付 先情報をまとめて提供する。(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。)

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限を有することを確認する等の管理を行う。サーバへのアクセスは生体認証が必要となる。

7. 備考

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民基本台帳ファイル

1.宛名番号、2.世帯番号、3.個人番号、4.住民票コード、5.氏名、6.生年月日、7.性別、8.現住所、9.方書、10.続柄、11.世帯主名、12.本籍地、13.筆頭者、14.在留カード等番号、15.第30条45規定区分、16.在留資格、17.在留期間、18.在留期間の満了日、19.国籍・地域、20.通称履歴、21.住民となった日、22.住所を定めた日、23.住民でなくなった日、24.前住所、25.転出予定先住所、26.転出確定住所、27.個別事項情報、28.選挙人名簿資格、29.国民健康保険資格情報、30.後期高齢者医療資格情報、31,介護保険資格情報、32,国民年金資格情報、33,児童手当受給資格情報、34.個人番号カード交付状況、35.住民基本台帳カード交付状況、36.異動情報、37.異動事由、38.異動年月日、39.届出年月日、40.更新年月日、41.更新時刻、42.処理ID、43.端末ID、44.更新職員ID、45.団体内統合宛名番号

(2)本人確認情報ファイル

1.住民票コード、2.漢字氏名、3.外字数(氏名)、4.ふりがな氏名 、5.清音化かな氏名、6.生年月日、7.性別、8.市町村コード、9.大字・字コード、10.郵便番号、11.住所、12.外字数(住所)、13.個人番号、14.住民となった日、15.住所を定めた日、16.届出の年月日、17.市町村コード(転入前)、18.転入前住所、19.外字数(転入前住所)、20.続柄、21.異動事由、22.異動年月日、23.異動事由詳細、24.旧住民票コード、25.住民票コード使用年月日、26.依頼管理番号、27.操作者ID、28.操作端末ID、29.更新順番号、30.異常時更新順番号、31.更新禁止フラグ、32.予定者フラグ、33.排他フラグ、34.外字フラグ、35.レコード状況フラグ、36.タイムスタンプ

(3)送付先情報ファイル

1.送付先管理番号、2.送付先郵便番号、3.送付先住所 漢字項目長、4.送付先住所 漢字、5.送付先住所 漢字外字数、6.送付先氏名 漢字項目長、7.送付先氏名 漢字、8.送付先氏名 漢字 外字数、9.市町村コード、10.市町村名 項目長、11.市町村名、12.市町村郵便番号、13.市町村住所 項目長、14.市町村住所、15.市町村住所 外字数、16.市町村電話番号、17.交付場所名 項目長、18.交付場所名、19.交付場所名 外字数、20.交付場所郵便番号、21.交付場所住所 項目長、22.交付場所住所、23.交付場所住所 外字数、24.交付場所電話番号、25.カード送付場所名 項目長、26.カード送付場所名、27.カード送付場所名 外字数、28.カード送付場所郵便番号、29.カード送付場所住所 項目長、30.カード送付場所住所、31.カード送付場所住所 外字数、32.カード送付場所電話番号、33.対象となる人数、34.処理年月日、35.操作者ID、36.操作端末ID、37.印刷区分、38.住民票コード、39.氏名 漢字項目長、40.氏名 漢字、41.氏名 漢字外字数、42.氏名 かな項目長、43.氏名 かな、44.郵便番号、45.住所 項目長、46.住所、47.住所 外字数、48.生年月日、49.性別、50.個人番号、51.第30条の45に規定する区分、52.在留期間の満了の日、53.代替文字変換結果、54.代替文字氏名 項目長、55.代替文字氏名、56.代替文字住所 項目長、57.代替文字住所、58.代替文字氏名位置情報、59.代替文字住所位置情報、60.外字フラグ、61.外字パターン

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

住民基本台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳密に行い、対象者以外の 情報の入手の防止に努める。

リスクに対する措置の内容

・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。

・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。

・団体内統合宛名システムでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別すること で、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内にお いて個人と1対1対応となる。

リスクへの対策は十分か

十分である

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

1 不適切な方法で入手が行われるリスク

住民異動届においては住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届け出のみを受領することとし、受領の際 は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。

]

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

2 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。

[

3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 住民からの届出書は、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付きの書庫に保管する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・団体内統合宛名システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号 利用事務以外で個人番号の検索を行うことはできない。また、個人番号利用事務以外では個人番号表 示時にマスキング処理を実施している。

[

・団体内統合宛名システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる 適切なアクセス制御を実施している。

リスクへの対策は十分か

十分である

く選択肢と

1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<選択肢> ユーザ認証の管理 行っている 1) 行っている 2) 行っていない

1

・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そ のユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。

具体的な管理方法

・職員の異動退職時に失効処理を行い、権限を失った職員がアクセスできないよう管理している。

・団体内統合宛名システムでは、システム間を跨る認証については、認証チェックを行うことで不正利用 が行えない対策を実施している。

その他の措置の内容

[十分である リスクへの対策は十分か

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・端末のディスプレイに、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーは、システムで取得できないよう制限されている。

4. 特	芹定個人情報ファイル(の取扱し	いの委託				[]委託しない		
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク								
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2)定めていない		
	規定の内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の禁止又は制限に関 的以外の使用及び第 び複製の制限に関する 生時における報告義系 査の実施に関する事項 人情報の記録された2	す す す も 者 事 で す す で ま に 、 な の る ま に 、 ま に 、 ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま の る は 事 は 事 は ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の の も の も の も の も の の も の の も の の も の の も の の の も の の の の の の の の の の の の の	を渡し及び搬送に関する。 れた公文書の保管及び に関し必要な事項	事項			
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	く選択肢> 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていない) 十分に行っている) 再委託していない		
	具体的な方法	再委託の	の場合においても、委訂	も	の誓約書の提出を求め、	、同様の措	措置を義務付けている。		
その他	也の措置の内容	-							
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている)十分である		
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託	こにおけるその他のリス	ク及びその	のリスクに対する措置				
_ _	定個人情報の提供・移車	三(禾红	사嚏채恒/// 첫째 나 다	カシュフニル	た海ぐも担州な吟/ \		[]提供・移転しない		
	こ 不正な提供・移転が行			/ / ////	で通じた提供を除く。)		[]使供・物料しない		
特定個	■人情報の提供・移転に ルール		定めている]	<選択肢> 1)定めている	2)定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法		務における特定個人情 当するもののみ移転す		については、番号法及び	関連法令	、市が別途定める条例の規		
その他	也の措置の内容				れている事務担当者のあ		セスについては、アクセス制 いる。		
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2)十分である		

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の利用が認められたユーザーにおいても、そのアクセスログを記録しておくことで、不適切な方法で特定個人情報が移転されることを防止している。

2 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク 市の情報連携においては、決められた移転先のみにしか情報の提供・移転ができない仕組みとなっている。

6. 情報提供ネットリークシ	アステムとの接続 [〇]接続しない(人手) []接続しない(提供)							
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[<選択肢>							
リスク2: 不正な提供が行われ	るリスク							
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ① 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ② 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が確されている							

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特 定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総
- 合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性 を確保している。

7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ①事故発生時手順の策定・ 周知 ②過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか その内容 一 その内容 一 その内容 一 サスクへの対策は十分か 「 十分である									
①事放発生時手順の策定・	7. 华	寺定個人情報の保管・	消去						
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っている 3) 十分に行っている 3) 十分に行っている 3) 十分に行っている 3) 十分に行っている 3) 十分に行っている 2) 発生なし 発生なし]	リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		故発生時手順の策定・	[-	十分に行っている]	1) 特に力を入れて行		6 2) 十分に行って	こいる
再発防止策の内容	機関に	こおいて、個人情報に関	[発生	並なし]				2) 発生なし	
その他の措置の内容		その内容	_						
		再発防止策の内容	_						
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている。 ・市の住民票については、磁気ディスクで調製され、入室管理のあるサーバ室内に設置され、権限のあるユーザーのみがアクセスできるサーバ内に保存されている。・サーバへのアクセスについては、ユーザロ及びパスワードによる認証が認証が必要であり、ログについても保管し、監視している。・定期的にバックアップを記録したメディアを専用コンテナに収納し、専用の事業者により県外のデータ保管施設に配送、保管している。・5年経過した除票については、適宜、システムより削除を行う。 8. 監査	その	他の措置の内容	_						
・市の住民票については、磁気ディスクで調製され、入室管理のあるサーバ室内に設置され、権限のあるユーザーのみがアクセスできるサーバ内に保存されている。 ・サーバへのアクセスについては、ユーザID及びパスワードによる認証が認証が必要であり、ログについても保管し、監視している。・定期的にバックアップを記録したメディアを専用コンテナに収納し、専用の事業者により県外のデータ保管施設に配送、保管している。・5年経過した除票については、適宜、システムより削除を行う。 8. 監査 実施の有無 [〇]自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 9. 従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない ・職員に対しては、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する研修を実施する。・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持を規定している。また、秘密保持に関する誓約書の提出を義務付けている。・違反行為を行った職員に対しては、都度指導する。また、違反行為によっては懲戒の対象とする。	リスク	7への対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を入れてい	るる	2) 十分である	
サーバ内に保存されている。 ・サーバへのアクセスについては、ユーザID及びパスワードによる認証が認証が必要であり、ログについても保管し、監視している。 ・定期的にバックアップを記録したメディアを専用コンテナに収納し、専用の事業者により県外のデータ保管施設に配送、保管している。 ・5年経過した除票については、適宜、システムより削除を行う。 8. 監査 実施の有無 [O] 自己点検	特定	個人情報の保管・消去に	おけるその	他のリスク及びその	リスクに対	対する措置			
実施の有無 [O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 9. 従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] 〈選択肢〉 () 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない (・職員に対しては、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する研修を実施する。・・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持を規定している。また、秘密保持に関する誓約書の提出を義務付けている。・・違反行為を行った職員に対しては、都度指導する。また、違反行為によっては懲戒の対象とする。	•定期 •5年¥	的にバックアップを記録し 圣過した除票については、	たメディアを	を専用コンテナに収	納し、専用				
9. 従業者に対する教育・啓発 「 十分に行っている			[()] $\dot{\Box}$	그 수 수	Г 1	力如於木	Г٦	A 如於木	
					L J		L J	77印画且	
- 職員に対しては、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する研修を実施する。 - 委託業者に対しては、契約内容に秘密保持を規定している。また、秘密保持に関する誓約書の提出を義務付けている。 - 違反行為を行った職員に対しては、都度指導する。また、違反行為によっては懲戒の対象とする。				十分に行っている]	1) 特に力を入れて行	っているい	3 2) 十分に行って	こいる
10. その他のリスク対策		具体的な方法	・委託業者 義務付けて	に対しては、契約内 こいる。	内容に秘密	「個人情報保護に関する 「保持を規定している。ま	研修を質がた、秘密	密保持に関する誓	
_									
	10.	その他のリスク対策							
	10.	その他のリスク対策							

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

特定個人情報ファイル名

本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録 の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳密 に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。

リスクに対する措置の内容

2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置

・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CS において既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム 上で担保する。

・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索 を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月 日の組み合わせ)の指定を必須とする。

リスクへの対策は十分か

十分である

[

[

(選択肢)

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

1 宛名システム等における措置

市町村CSについては、既存住基システムとのみ接続し、宛名管理システムとの接続は行わない。

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

2 事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基シ ステムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市 町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外 作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続でき ないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。

特に力を入れている

く選択肢>

3) 課題が残されている リスク2・権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

十分である

,,,,	アハラニ・旧画のから、日(プロ機会(アラビハ旧画の)の、「機会(アーロン)と「正一区/月に中ののアハラ							
ユーţ	ザ認証の管理	[行っている]		₹肢> っている	2) 行っていない			
	具体的な管理方法	生体認証による操作者	者認証を行う。					
		・システムの操作履用	使用するリスクへの措置 歴(操作ログ)を記録する。 いグを実施し、業務上必要(のない検索又は抽出が	行われていないことを確認す			

1

その他の措置の内容

- ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。

2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ 以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。

リスクへの対策は十分か

十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

[

- ・端末のディスプレイに、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーは、システムで取得できないよう制限されている。

4. 农	F定個人情報ファイル (の取扱いの委託			[]委託しない		
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク							
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容	・秘密保持に関する事項 ・受託者及び業務従事者の連署による秘密保持に係る誓約書の提出に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・指示目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項 ・複写及び複製の制限に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・立入検査の実施に関する事項 ・特定個人情報の記録された公文書の受渡し及び搬送に関する事項 ・受託者における特定個人情報の記録された公文書の保管及び廃棄に関する事項 ・外部への持ち出しの禁止に関する事項 ・不要なアクセスの禁止に関する事項 ・その他特定個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項					
	託先による特定個人情イルの適切な取扱いの	[十分に行っている	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	ている 2) 十分に行っている 4) 再委託していない		
	具体的な方法	再委託の場合においても、	, 委託先と同様	様の誓約書の提出を求め、	同様の措置を義務付けている。		
その作	也の措置の内容	-					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定值	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他の)リスク及びそ	のリスクに対する措置			
-							
		伝(委託や情報提供ネット'	フークシステム	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない		
	': 不正な提供・移転が行	I	_	<選択肢>			
	固人情報の提供・移転 ⁻ るルール 	[定めている]	1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法		内に誰に対し何	可の目的で提供・移転でき)られる特定個人情報の提供・移転 るかを書き出したマニュアルを整備		
その他の措置の内容		る者を厳格に管理し、情報	の持ち出しを	制限する。	うシステムへのアクセス権限」を有す		
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定化	周 人情報の提供・移転(2		プシステムを通		るその他のリスク及びそのリスクに	7:1	

する措置

1 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされな いことをシステム上で担保する。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

2 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更 が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事 由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエ ラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

3 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされな いことをシステム上で担保する。

6. 情	青報提供ネットワークシ	ノステュ	ムとの接続		[O] 接続し	ない(入手)	[〇] 接続しない(拮	是供)
リスク	/1: 目的外の入手が行	われる	リスク					
リスク	に対する措置の内容							
リスク	/への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 課題が残され	っている っている	2) 十分である	
リスク	2: 不正な提供が行われ	こるリス	. ク					
リスク	に対する措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 課題が残され		2) 十分である	
情報	是供ネットワ <i>ー</i> クシステ <i>ム</i>	との接	続に伴うその他のリスク	及びそ	のリスクに対する措	置		
	宇定個人情報の保管・							
_	特定個人情報の漏え 放発生時手順の策定・	[大・毀損リスク 十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れ	って行っている	2) 十分に行っている	
②過:機関に	去3年以内に、評価実施 こおいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし		3) 十分に行って <選択肢> 1) 発生あり	こいない	2) 発生なし	
	その内容	_						
	再発防止策の内容	_						
そのイ	也の措置の内容	_			7 142 111 114 5			
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され	れている れている	2) 十分である	
特定值	固人情報の保管・消去に	おける	その他のリスク及びその	リスクに	に対する措置			
本特 テム上 機構に 2 特:	 1 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 2 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 							
8. 藍	査	•						
	の有無]自己点検	[]内部監査	[]:	外部監査	
9. 彼	É業者に対する教育・		10: 7		<選択肢>			
従業	者に対する教育・啓発 「	[十分に行っている]		れて行っている こいない	2) 十分に行っている	
	具体的な方法	一定其 •住基	明間毎に、必要な知識の	習得に て、その	資するための研修を	実施するとと	-含む。)に対して、初任時 もに、その記録を残してい を習得させる研修を実施	る。
10.	その他のリスク対策							

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

_____ 1. 特定個人情報ファイル名

送付先情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録 の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳密 に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。

2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 リスクに対する措置の内容

・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CS において既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム 上で担保する。

・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索 を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月 日の組み合わせ)の指定を必須とする。

選択肢 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスクへの対策は十分か

その他の措置の内容

ロマク1・	日的を超えた紐付け	事務に必要のない情報と	の紐付けが行われるリスク

1 宛名システム等における措置

市町村CSについては、既存住基システムとのみ接続し、宛名管理システムとの接続は行わない。

2 事務で使用するその他のシステムにおける措置 リスクに対する措置の内容

庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基シ ステムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市 町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町 村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物 理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。

特に力を入れている

2) 十分である

十分である 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

(選択肢) ユーザ認証の管理 行っている <u>1)行っている</u> 2) 行っていない 具体的な管理方法 生体認証による操作者認証を行う。 ※本人確認ファイルと同様 **美**有か事務外で使用するリスクへの措直

・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。

・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認す る。

・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。

・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。

2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ 以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている [十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・端末のディスプレイに、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- 本人確認情報が表示された画面のハードコピーは、システムで取得できないよう制限されている。

1 h	・ウ畑 1 棒報ファノル	クを持に	へ 季红					
	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない [] 委託しない [] 「」 [] では、 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」							
	契約書中の特定個人情	な区用司	FU) 1/X 7					
	それ音中の特定値入情 イルの取扱いに関する 	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	たの禁止又は制限に関 的以外の使用及び第 なび複製の制限に関す き生時における報告義 きな実施に関する事 は大情報の記録された。	す三る務項公報関 事へ項関 事へ項財 書記る事項 のする事項 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	提供の禁止に関する事項 る事項 受渡し及び搬送に関する引きれた公文書の保管及び 頁 に関し必要な事項	事項		
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	っている 2) 十分に行っている 4) 再委託していない		
	具体的な方法	再委託	の場合においても、委託	託先と同村	様の誓約書の提出を求め 。	、同様の措置を義務付けている。		
そのイ	也の措置の内容	-						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている			
特定	固人情報ファイルの取扱	いの委託	Eにおけるその他のリス	スク及びそ	のリスクに対する措置			
_								
	定個人情報の提供・移転			クシステ.	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない		
リスク	': 不正な提供・移転が行	行われる	リスク		Z 100 4 11 11 T N			
	固人情報の提供・移転 -るルール 	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	ついて、		誰に対し	可の目的で提供・移転でき	かられる特定個人情報の提供・移転に そるかを書き出したマニュアルを整備		
そのイ	也の措置の内容	る者を ・媒体を	厳格に管理し、情報の持	寺ち出しを	制限する。 は、原則として媒体へのデ	ラシステムへのアクセス権限」を有す 一タ出力(書き込み)の際に職員の立		
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置

1 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク 相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされな いことをシステム上で担保する。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

2 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置

システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

3 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置

相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされな いことをシステム上で担保する。

6. 惟	報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)					
リスク	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
リスク	に対する措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である					
リスク	リスク2: 不正な提供が行われるリスク								
リスク	に対する措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である					
情報技	是供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及びその							
	宇定個人情報の保管・								
	: 特定個人情報の漏え		<選択肢>						
①事 問知	故発生時手順の策定・ 	[特に力を入れて行っている] 	へ送が成之 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている					
機関に	去3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし					
	その内容	_							
	再発防止策の内容	_							
その他	也の措置の内容	_	274 I I I I I X						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である					
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリスクに	対する措置						
本特 テム上 機構に 2 特5	 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 								
8. 藍	查								
実施の	の有無	[〇]自己点検] 内部監査 [] 纾	外部監査					
9. 彼	9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者	者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている					
	具体的な方法	・住基ネット関係職員(任用された派遣一定期間毎に、必要な知識の習得に登 ・住基ネットの各責任者に対して、そのともに、その記録を残している。	資するための研修を実施するととも	に、その記録を残している。					
10.	その他のリスク対策								

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 TEL 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課				
②請求方法	個人情報保護法に規定する開示・訂正・利用停止請求の各種手続に係る請求				
③法令による特別の手続	_				
④個人情報ファイル簿への不 記載等	_				
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
①連絡先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 TEL 0797-77-2050 宝塚市市民交流部窓ロサービス課				
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応内容について記録を残す。				

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成30年7月2日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】
①方法	
②実施日·期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日)	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	- XXIIV XXIIV	「⑪コンビニ交付に関する事務を行う」を追記	事前	EEE MILLIA GEOM
平成28年6月3日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ③他のシステムとの接続	国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、児童手当システム、保育システム、生活保護システム、市営住宅システム等	国民年金システム、国民健康保険システム、介 護保険システム、後期高齢者医療システム、児 童手当システム、保育システム、生活保護シス テム、市営住宅システム、コンビニ交付システ ム等	事前	
平成28年6月3日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	-	[〇]その他 (コンビニ交付システム)	事前	
平成28年6月3日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	-	システム6(コンビニ交付システム)を追記する	事前	
平成28年6月3日	I基本情報 6. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	窓口サービス課長 西面幸之助	窓口サービス課長 松本由美子	事後	
平成29年7月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	-	[〇]既存住民基本台帳システム [〇]その他 (戸籍システム)	事後	
平成30年7月2日	I 基本情報 6. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	窓口サービス課長 松本由美子	窓口サービス課長	事後	
令和1年6月26日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101,	・番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄情報に特定個人情報)に「住民票関係情報」が 含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18, 20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39, 40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94, 96,101,102,103,105,106,108,111,112, 113,114,116,119の項) (別表第2における情報照会の根拠) なし、(住民基本台帳に関する事務において情報提 供ネットワークシステムによる情報照会は行わ ない。)	事後	

令和1年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	_	別紙1 提供先一覧の修正	事後	
令和1年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1から13		別紙2 移転先一覧に集約	事後	
令和1年6月26日	Ⅲリスク対策(住民基本台帳 ファイル) 8. 監査 実施の有 無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	事後	
令和1年6月26日	Ⅲリスク対策(本人確認情報 ファイル) 8. 監査 実施の有 無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	事後	
令和1年6月26日	Ⅲリスク対策(送付先情報ファ イル) 8. 監査 実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	事後	
令和2年6月25日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	(後半部分) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律の規定による通知カード及 び個人番号カード並びに情報提供ネットワーク システムによる特定個人情報の提供等に関す る省令(平成26年11月20日 総務省令第85号) により機構に対する事務の一部の委任が認め られている。 そのため、当該事務においては、事務を委任 する機構に対する情報の提供を含めて特定個 人情報ファイルを使用する。	(後半部分) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律の規定による通知カード及 び個人番号カード並びに情報提供ネットワーク システムによる特定個人情報の提供等に関す る省令(平成26年11月20日 総務省令第85号) により機構に対する事務の一部の委任が認め られている。 そのため、当該事務においては、事務を委任 する機構に対する情報の提供を含めて特定個 人情報ファイルを使用する。	事後	
令和2年6月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ③その他のシステムとの接続	_	その他に戸籍システム等を追加	事後	
令和2年6月25日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が 含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第2における情報照会の根拠)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提 供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄情報提供者1が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に住民票関係情報」 が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、 20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、 67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、 96、97、101、102、103、105、106、108、111、 112、113、114、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提 供ネットワークシステムによる情報照会は行わ ない。)	事後	

令和2年6月25日	IVリスク対策 8. 監査 実施 の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	
令和3年9月2日	I基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	文中「番号法第19条第7号 別表第二」	文中「番号法第19条第8号 別表第二」	事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月2日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[O]移転を行っている(26件)	[O]移転を行っている(27件)	事後	
令和3年9月2日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	番号法別表第一に定める情報照会者(別紙2 移転先一覧を参照)に係る移転先一覧の修正	番号法別表第一に定める情報照会者(別紙2 移転先一覧を参照)に係る移転先一覧の修正	事後	
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 要(本人確認情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個 人番号、異動自由、異動年月日	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個 人番号、異動事由、異動年月日	事後	
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個 人番号、異動事由、異動年月日	事後	
令和3年9月2日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)2. 基本情報③対象となる本人の 範囲、その必要性	人番号カートの父付寺川により、個人番号カート	対象者に送付する必要がある。 また、交付申請書の作成、印刷、発送等の事務 を個人番号カード省令第35条(個人番号カード 関連事務の委任)に基づき、機構に委任してい	事後	
令和3年9月2日		5年経過した除票については、適宜、システム により削除を行う。	記載を削除	事後	

令和4年7月12日	I 基本情報 システム2 住民基本台帳ネットワークシ ステム システムの機能	_	以下を追記 9 戸籍附票システムとの情報連携 附票AP機能を用いて戸籍附票システムに対して、情報照会用ファイルに対応する氏名、附票住所、生年月日、性別、本籍地、筆頭者情報、住民票コード情報を連携する。	事後	
令和4年7月12日	I 基本情報 システム2 住民基本台帳ネットワークシ ステム 他のシステムとの連携		以下を追記 [その他]に〇 附票AP機能を用いた戸籍システム(附票含む) との連携	事後	
令和4年7月12日	I 基本情報 システム6 コンビニ交付システム システムの機能	1 証明書の発行機能 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明・一部事項証明、を発行し、証明書交付センターに接続する。	1 証明書の発行機能 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事 可以、原籍附票の写し、課税 証明書を発行し、証明書交付センターに接続す る。	事後	
令和4年7月12日	I 基本情報 システム6 コンビニ交付システム システムの機能	3 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報の利用管理機能 住基ネットから連携されるJPKI情報作成及びシリアル番号情報を管理する	3 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報の利用管理機能 既存住基システムを経由して住民基本台帳ネットワークシステムから連携されるJPKI情報作成及びシリアル番号情報を管理する	事後	
令和4年7月12日	I 基本情報 システム6 コンビニ交付システム 他のシステムとの連携	[その他]に〇 [戸籍システム]	[その他]に〇 [戸籍システム(附票含む)]	事後	
令和4年7月12日	I基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」 が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)	番号法第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」 が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)	事後	

4		I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」 が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18, 20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39, 40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66, 67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94, 96,97,101,102,103,105,106,107,108, 111,112,113,114,116,117,120の項) (別表第2における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提 供ネットワークシステムによる情報照会は行わ	97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提 供ネットワークシステムによる情報照会は行わ	事後	
4	令和5年6月27日	Ⅳ開示請求・問合せ 1特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ②請求方法	ない。) 宝塚市個人情報保護条例に規定する開示・訂正・利用停止請求の各種手続に係る請求	ない。) 個人情報保護法に規定する開示・訂正・利用停止請求の各種手続に係る請求	事後	